

東 富 岡 自 治 会 規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、東富岡自治会（以下「本会」という）と称する。

(区 域)

第2条 本会の区域は、伊勢原市東富岡の区域（以下「本区域」という）とする。

2 本区域に、別表の地区及び組を設ける。

(会 員)

第3条 本会は、本区域に居住する者（世帯主又は世帯を代表する者）を会員として組織する。

2 上記会員以外で本区域に土地を所有する者、又は法人等で、本会の活動を賛助するものは、賛助会員とする。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を伊勢原市東富岡355番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、本区域の生活環境の改善を図り、明るく住みよい地域社会の維持向上、及び会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦を図るために必要なこと
- (2) 道路、衛生に関すること
- (3) 本防犯、防災、交通安全、青少年の健全育成に関すること
- (4) 本区域の関連団体と連携して活動すること
- (5) 市役所等に対する要請、協力に関すること
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと

第3章 組織及び役員

(組 織)

第7条 前条の事業を行うため、次の部を設ける。

- (1) 土木衛生部
- (2) 文化部
- (3) 防犯部

(役員及び職務)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|---------|------|----------|------|---------|------|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副会長 | 1名 | (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 理 事 | 2名 | (5) 会計監査 | 1名 | (6) 部 長 | 各部1名 |
| (7) 部 員 | 各部3名 | (8) 組 長 | 各組1名 | (9) 顧 問 | 若干名 |

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の経理を行う。
- (4) 理事は、会長を補佐し、会務を行う。

- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- (6) 部長は、部を代表し、部の事業を統括する。
- (7) 組長は、組内の連絡を行うとともに、本会の事業に参画、協力する。
- (8) 顧問は、相談役として、本会の事業に協力する。

(役員を選出)

第9条 本会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長は、総会で選出する。
- (2) 会長以外の役員の選出方法は、「東富岡自治会規約細則」(以下「細則」という)による。
- (3) 役員に欠員を生じた場合の後任者の選出は、前号による。

(役員任期)

第10条 本会の役員任期は1期2年とする。

なお、再任等については、細則による。

2 役員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残された任期とする。

(役員解任等)

第11条 役員は、職務を遂行することが著しく困難な場合には、本人又は世帯主に準ずる者の申し出で、辞めることができる。

2 役員が規約違反等を行い、本会の運営に影響が大きい場合には、総会の決議により、その役員を解任することができる。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会は、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会

2 本会は、特定の課題に対応するため、次の協議会等を設ける。

- (1) 東富岡自主防災会
- (2) 東富岡地区防犯推進協議会
- (3) 第二東名対策協議会

第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、本会の最高機関として会員全員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(付議案件)

第14条 次の事項は総会に附議し決定する。

- (1) 役員を選出
- (2) 本規約の変更
- (3) 主要事業計画及び主要事業報告
- (4) 予算書及び決算書
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

2 前項の3号以降の案件は、役員会の決定をもって、総会の議決とすることができる。

(総会の開催)

第15条 総会は、前条の案件を審議するために開催する。又は会員の2分の1以上の要求があったときに開催する。

(総会の成立)

第16条 総会は、会員の半数以上の出席で成立する。但し、出席できないため委任状を提出した会員は出席とみなす。

2 委任状は、別添第1号様式のとおりとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 前条の委任状を提出した会員は、議決権はないものとする。

(総会の報告)

第18条 理事は、総会の主要な意見、及び議事結果の概要を作成し、会員に回覧する。

第6章 役員会等

(役員会)

第19条 役員会は、本会の役員で構成する。

2 会長が必要と認めた場合に開催する。

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長、会計、理事で構成する。なお、会長は、必要がある場合は、他の役員等を出席させることができる。

2 理事会は、毎月1回、開催する。

(部及び協議会)

第21条 部及び協議会の運営は、細則による。

第7章 会費及び会計

(会費)

第22条 会費は、年額4,500円とし、年度当初に納める。

2 賛助会員及び共同住宅等の会費は、細則による。

3 年度途中に加入又は脱会した会員の会費は、細則による。

(財源及び会計)

第23条 本会の財源は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入とする。

2 本会の事業計画に基づく経費は、一般会計を以て賄う。但し、特定の事業を行う場合は、特別会計をもって行うことができる。

3 特別会計は、特段の必要がある場合に、一般会計から補充、積立ができ、一般会計への充当ができるものとする。

(経費及び報酬費)

第24条 本会の事業を実施するために必要な経費を支払う。

2 役員には、報酬等を支払うことができるものとする。

3 前項の支払い金額は、細則に定める。

(個人情報の保護)

第25条 本会の活動により、収集及び作成した個人情報は、本人の了承を得ないで本会の活動以外に使用してはならない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

別表 (地区及び組)

地 区	組
竹 林	竹林1、竹林2、竹林3、竹林4、竹林5
杉戸立野3	杉戸1、杉戸2、立野3
立野1,2大福	立野1、立野2、大福
田切相原	田切相原1、田切相原2、田切相原3、田切相原4

附 則

第1条 この規約の他、必要な事項については、東富岡自治会規約細則に定める。

第2条 この規約は、平成18年4月15日から施行する。

第3条 この規約は、平成19年2月10日に別表を変更する。

第4条 この規約は、平成30年3月18日に別表を変更する。